

平成28年12月22日
所 長 裁 定

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）が The University Center in Svalbard（以下「UNIS」という。）内で賃借しているオフィス（以下「UNIS オフィス」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

(利用目的)

第2条 UNIS オフィスの利用目的は、次の各号に定めるところによる。

- 一 研究所の共同研究を目的とする利用
- 二 前号に掲げるもののほか、国際北極環境研究センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた場合の利用

(利用者)

第3条 UNIS オフィスを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 研究所に勤務する職員
- 二 前号に掲げる者の共同研究者
- 三 前各号に掲げる者の他、センター長が特に必要と認めた者

(利用期間)

第4条 UNIS オフィスを継続して利用できる期間は、原則として1か月以内とする。

(利用手続き)

第5条 UNIS オフィスを利用しようとする者は、別に定める施設利用申込書を事前にセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 センター長は、利用者、利用目的、利用期間等の妥当性を考慮して、速やかに当該利用の可否を判断しなければならない。
- 3 センター長は、利用許可を出す場合、条件を付することができる。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、別に定める利用上の手引きを遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(利用許可の取消)

第7条 センター長は、利用者がこの規程又は第6条の条件に違反したとき、又は施設の管理上の特別の必要が生じたときは、利用の許可を取り消すことができる。

(事務取扱)

第8条 UNIS オフィスに関する事務は、国立極地研究所国際北極環境研究センターにおいて取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、UNIS オフィスに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。